

# 令和4年度保険料率について

# 令和4年度保険料率に関するこれまでの主な意見

# 1.保険料率

## 令和4年度保険料率に関する滋賀支部評議会意見（令和3年10月開催時）

### ご意見

#### 【評議会意見】

- ・平均保険料率は引き下げるべきである。

#### 【評議員意見】

- ・見通しは厳しいと言いながら準備金が5か月分あるというのは、説明と実質の乖離である。1か月分が必要で現状5か月分あるというなら、取り崩せというのが民間の感覚。
- ・コロナで厳しい中、更なる適用拡大も予定されている。事業主負担が増大するのは間違いなし。準備金は積み上がっており、協会から社会へのメッセージとして料率を下げるということとはできないのかと思う。
- ・法定準備金の妥当性はどこに根拠があるのか。3か月分必要というような議論があってもよい。

# 令和4年度保険料率等に関して運営委員会（令和3年11月26日開催）で出されたご意見

## 1. 平均保険料率及び準備金

令和3年12月17日  
第114回運営委員会資料  
(一部抜粋)

- 令和4年度の平均保険料率を10%とすることに異論はないが、準備金を取組の原資として有効活用してほしい。取組例として、健康経営セミナーの積極的な開催や事業所カルテ配布活動の強化などが考えられる。事業主が健康経営に取り組み、従業員が心身ともに健康な状態で働くことにより、生産性の向上や企業経営への好影響が期待できるものである。
- 支部評議会の意見では、平均保険料率10%を維持するべきとの意見が多くなっているが、これらは、将来的な負担増を考慮しての消極的な賛成と思われる。これまでのように、中長期的な観点で平均保険料率を10%に据え置くだけでは、各支部の評議員、事業主や被保険者の納得は得られないと考える。  
本運営委員会でも、支部から出されている保険料率の引き下げや準備金の還元・活用、国庫補助率の引き上げ等の意見について、しっかりと受け止めて検討して欲しい。このような検討を行う場合、特に被保険者の意見を反映させる必要があると考えている。被保険者に、協会が国庫補助の約3倍の額を高齢者医療への拠出金として負担していることを知っていただくよう、十分周知広報してもらいたい。そうすることで、被保険者自ら声を出してもらうことが可能となると思う。  
国民皆保険を維持するために、協会けんぽが今後どうあるべきなのか、どこまで保険料の負担ができるのかなどを考えた上で、大きな視点で政府に要望していく時期にきているのではないかと。
- 本来であれば、わずかでも保険料率を引き下げ、事業主の負担を軽減していただきたい。一方で、協会けんぽの財政状況は赤字構造が続き、今後新型コロナウイルス感染症の感染再拡大等がないとは言えず、将来的にも不安定な状況が続くことが見込まれる。これらを踏まえると、制度の安定的な運営のために、今は平均保険料率10%を維持することが重要である。  
国庫負担については、各支部の評議会でも多くの支部から上限の20%まで引き上げを要望する意見が出ている。準備金残高が積み上がっている中で、加入者への還元策として特定健診等の補助率の引き上げを何とか実現し、協会けんぽの運営を維持していただきたい。
- 平均保険料率が頻繁に変動すると、医療保険制度に対する不安感につながると感じる。これまで中長期的な視点で考えることを貫いてきており、平均保険料率は10%維持が妥当であると考えている。  
一方で、準備金の残高がかなり積みあがっていることも事実であり、支部評議会の意見でも「加入者に還元すべき」という意見が出ている。また、法定準備金の積立額は1か月分で妥当なのか、という支部評議会の意見には同感である。

# 令和4年度保険料率等に関して運営委員会（令和3年11月26日開催）で出されたご意見

令和3年12月17日  
第114回運営委員会資料  
（一部抜粋）

- 保険料の負担感も高まっているが、被保険者の立場として、健全な運営を将来にわたって継続するために安定した財政基盤を確保する必要性は理解できる。したがって、令和4年度の平均保険料率について10%を維持することは、セーフティネットとしての役割の観点からやむを得ないと考えるが、2点踏まえていただきたい。
  - 1点目は、被保険者や事業主の納得性を高めるべく、より丁寧な説明に努めていただきたい。
  - 2点目は、被保険者や被扶養者の健康増進のための様々な事業を行っていただきたい。また、どの程度まで準備金を積み上げておくことが妥当なのか、ということを検討するのは本運営委員会の役割ではないか。
- 被保険者にとっては、保険料率を引き下げて負担を少しでも軽くすることが一番だが、今後のことを考えると10%維持が妥当。準備金に関しても、準備金が5か月分積み上がっていることを踏まえ、準備金のあり方や還元策を含めて検討いただきたい。
- 基本的には平均保険料率10%維持を支持する。一旦、保険料率を引き下げたとしても、また引き上げることが視野に入っている以上は、なるべく平均保険料率10%を維持していくことが事業主の立場に立っても望ましいと考える。
  - 準備金が積み上がっていることで、様々な意見が出ていることも理解する。加入者、事業主、保険者、いずれにもメリットが受けられるような方策を真剣に考えることが求められており、そのための検討・議論を早急にすべきである。また、シミュレーションの信頼性、整合性等を確認したうえで、更に議論が進むことを期待したい。

## 2. 保険料率の変更時期

- 令和4年4月納付分から変更することについて、特段の異論はなし。

# 更なる保健事業の充実に向けた検討について

令和3年12月17日  
第114回運営委員会資料

## 1. 趣旨

- 9月16日及び11月26日の運営委員会でいただいたご意見を踏まえ、
  - ・ 戦略的保険者機能の一層の強化の必要性
  - ・ 加入者・事業主の目に見える形での保健事業の充実の必要性といった観点から検討を進めることとする。

## 2. 検討内容

- 現在の保険者機能強化アクションプラン（第5期）では、保健事業の基本となる「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」の3本柱を着実に実施する。  
その上で、まずは4年度からLDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施。さらに、支部保険者機能強化予算を活用した喫煙対策、メンタルヘルス等の保健事業も推進しつつ、令和5年度にパイロット事業を実施し、保険者機能強化アクションプラン（第6期）（6年度～8年度）に向けて以下を検討する。
  - （1）重症化予防対策の充実（6年度から実施）
    - ・ 被扶養者を対象とした、高血圧等に係る未治療者への受診勧奨の実施
  - （2）支部主導の保健事業の実施（6年度から実施）
    - ・ 喫煙、メンタルヘルス等に着目した新たなポピュレーションアプローチ等、支部ごとの独自性を生かした支部主導の保健事業の実施
  - （3）健診・保健指導の充実・強化（6年度以降に実施）
    - ・ 健診等実施率の向上を図るための具体的方策を検討（利用者負担額の軽減を含めて検討）※ 健診内容の充実については、国における特定健康診査等基本指針の見直しの動向（令和4年度中に取りまとめ）を踏まえることとする。

## 2.インセンティブ制度

### <論点>

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和元年度の対応と同様に、実績値の補正等を行うことで評価できるか。
- ② 令和2年度実績を令和4年度保険料率に反映する場合において、インセンティブの保険料率は、政令により、千分の〇・一（0.01%）に引き上げることが既に定められているが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、引き上げを行うかどうか。

### 〔対応案〕

- 第108回運営委員会（令和2年12月18日開催）の議論において、令和2年度の実績値を補正して評価することは困難であるとの認識で、委員のご認識は一致していたところ。新型コロナウイルス感染症の影響や緊急事態宣言の発出に伴う業務の縮小又は中止による影響は、8ページ以降でお示しするとおりであり、年度全体の実施状況を見ても地域によってバラつきが大きく、補正は困難と考えられる。
- また、健康保険組合、共済組合の後期高齢者支援金加算・減算制度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和2年度の対応方針について、補正を行わずに、加算率を据え置くこととしている。
- これらを踏まえ、①令和2年度の実績値については、補正を行わずに、②令和2年度実績を反映する令和4年度のインセンティブ保険料率は、千分の〇・〇七（0.007%）に据え置くこととしてはどうか。
- なお、インセンティブ保険料率を据え置く場合は、健康保険法の政省令の改正が必要となるため、厚生労働省の「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」に諮る必要がある。

### 〔結論〕

- 令和2年度の実績値については、補正を行わずに、令和2年度実績を反映する令和4年度のインセンティブ保険料率は、千分の〇・〇七（0.007%）に据え置くこととする。
- なお、インセンティブ保険料率を据え置くためには、健康保険法の政省令の改正が必要となるため、令和3年11月9日に開催された厚生労働省の「第43回 保険者による健診・保健指導等に関する検討会」に、これまでの議論の状況を報告した。

## 〔政令等の公布〕

- 健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第339号）
- 健康保険法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第197号）
- 令和3年12月22日公布の上記改正政令及び改正省令により、令和4年度のインセンティブ保険料率は、令和3年度と同様に0.007%に据え置かれることとなった。（なお、令和5年度からは政令等の本則に規定された0.01%に引き上げることとなる。）



# 滋賀支部の令和4年度保険料率について

# 1. 滋賀支部の令和4年度保険料率について（見込み）

## 滋賀支部の健康保険料率

**9.83%** (現行9.78%から0.05%増)

※ 平均保険料率は10.00%（据え置き）

※ 変更時期は令和4年3月分（令和4年4月納付分）

## 介護保険料率（全国一律）

**1.64%** (現行1.80%から0.16%減)

- この改定による保険料負担は、令和4年3月分から健康保険料が月75円増、介護保険料が月240円減となる。  
（標準報酬月額30万円の被保険者1人当たり、労使折半後）

# 1. 滋賀支部の令和4年度保険料率について（見込み）

（単位：％）

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.71)	保険料率 (精算反映後・インセンティブ反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ反映後) (d)
		年齢調整	所得調整				
全 国	5.29	-	-	5.29	10.00	10.00	10.00
滋 賀	5.20	0.07	▲ 0.15	5.12	9.83	9.85	9.83

○上記数値は特別計上の最終的な予算額が令和4年1月下旬に確定するため、暫定版である。

（注）・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.46％）、後期高齢者支援金等（3.44％）、保健事業費等（0.84％）、その他収入（▲0.03％）に係る合計の保険料率（4.71％）を加算したものである。

- ・保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- ・保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- ・インセンティブ制度の加算額は、令和2年度の支部総報酬額の実績に0.007％を乗じて計算するため、これを令和4年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.007％になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は11月に行われた運営委員会のインセンティブに係る資料（資料2-1）の「令和2年度（4月～3月確定値）のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

## 《参考》滋賀支部保険料率の推移

（単位：％）

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	共通料率	所要保険料率 (a+b+共通料率)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算除く)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算含む)	保険料率 (精算・インセンティブ 反映後)
		年齢調整	所得調整						
令和3年度	5.22	0.05	▲ 0.15	5.13	4.71	9.84	-	9.82	9.78
令和2年度	5.15	0.06	▲ 0.13	5.08	4.73	9.81	-	9.79	9.79
令和元年度	5.10	0.06	▲ 0.13	5.03	4.82	9.85	9.87	9.87	-
平成30年度	5.05	0.05	▲ 0.10	4.99	4.83	9.83	9.88	9.84	-
平成29年度	5.11	0.04	▲ 0.06	5.09	4.76	9.85	9.91	9.92	-
平成28年度	5.11	0.04	▲ 0.05	5.10	4.84	9.94	9.97	9.99	-
平成27年度	5.06	0.04	▲ 0.05	5.05	4.78	9.83	9.95	9.94	-

# 参考

## 都道府県単位保険料率について

前期高齢者の割合が高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなると言われています。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる傾向があります。このため、都道府県単位保険料率を算定する際には、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行います。

都道府県単位保険料率のイメージ（滋賀県：年齢構成が低く、所得水準が低い）

《年齢調整》  
年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

《所得調整》  
所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。

全国平均  
(5.29%)

▲0.07%  
年齢調整

▼0.15%  
所得調整

▲0.08%  
地域差

第1号都道府県  
単位保険料率

調整後の  
保険料率

5.12%

調整後の  
保険料率  
=5.12%

$A+B-C+D-E=4.71\%$

A. 後期高齢者支援金など全国一律で賦課される保険料分を合算  
(第2号保険料率 = 3.90%)

+

B. 各都道府県の保健事業等に要する保険料分を合算  
(第3号保険料率 = 0.84%)

-

C. 収入等の率 = 0.03%

+

D. 支部単位収支精算分 = 0.02%

-

E. インセンティブ制度分 = 0.02%

最終的な  
保険料率  
9.83%

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		R2(2020)年度	R3(2021)年度		R4(2022)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R3年12月) (b)	R3-R2 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R3年12月) (c)	R4-R3 (c-b)	
収入	保険料収入	94,618	99,375	4,757	99,369	▲ 5	H24-R3年度保険料率： 10.00% R4年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,739	12,461	▲ 279	12,454	▲ 7	
	その他	293	275	▲ 18	266	▲ 8	
	計	107,650	112,110	4,460	112,090	▲ 21	
支出	保険給付費	61,870	66,623	4,753	67,304	681	OR4年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R4年度均衡保険料率： 9.54%
	前期高齢者納付金	15,302	15,541	239	15,542	1	
	後期高齢者支援金	21,320	21,596	276	20,790	▲ 806	
	退職者給付拠出金	1	1	▲ 0	1	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	▲ 0	
	その他	2,974	4,582	1,607	3,868	▲ 714	
	計	101,467	108,343	6,876	107,505	▲ 838	
単年度収支差		6,183	3,768	▲ 2,415	4,585	818	
準備金残高		40,103	43,870	3,768	48,456	4,585	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 政府予算案を踏まえた収支見込(令和4年度)の概要

政府予算案を踏まえた令和4年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入(総額)が11.2兆円、支出(総額)が10.8兆円と見込まれ、単年度収支差は4,600億円の見込み。

### (1) 収入の状況

収入(総額)は、令和3年度(直近見込)から20億円の減少となる見込み。  
主に、「保険料収入」及び「国庫補助等」がほぼ横ばいになることによるものである。

### (2) 支出の状況

支出(総額)は、令和3年度(直近見込)から800億円の減少となる見込み。主な要因は以下の通り。

- ① 「保険給付費」について、令和4年度診療報酬改定や短時間労働者の適用拡大といった減少要因はあるものの、加入者1人当たり保険給付費の増等によって700億円増加する。
- ② 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になり始めることで、後期高齢者支援金等の概算額が増加する一方で、令和2年度分の拠出額が精算されたことによる戻り分の影響と相殺されること等によって、800億円減少する。
- ③ 「その他」について、令和3年度は、令和2年度に交付を受けた保険給付費等国庫補助金の返還額(令和2年度の医療給付費が、予算策定時の見込みよりも大幅に減少した(予算策定時:6.1兆円→決算:5.6兆円)ことから、実績(決算)に基づき国へ返還する額)が計上されていたが、令和4年度はその影響がなくなること等から、714億円減少している。

### (3) 収支差と準備金残高

令和4年度の「収支差」は、令和3年度(直近見込)より、800億円増加して4,600億円になる見込み。  
(収支均衡料率は、9.54%の見込み。)

令和4年度末時点の準備金残高は4.8兆円の見込み。

## 2. 協会けんぽの収支見込（介護分）

### 協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R2（2020）年度	R3（2021）年度	R4（2022）年度	備考
		決算	直近見込 (R3年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R3年12月)	
収入	保険料収入	10,379	11,002	10,229	R2年度保険料率： 1.79%
	国庫補助等	-	-	1	R3年度保険料率： 1.80%
	その他	-	-	-	R4年度保険料率： <b>1.64%</b>
	計	10,379	11,002	10,229	
支出	介護納付金	10,303	10,291	10,480	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           納付金対前年度比            ⇒ + 189         </div>
	その他	21	55	-	
	計	10,324	10,345	10,480	
単年度収支差		55	656	▲ 250	
準備金残高		▲ 430	227	▲ 24	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 2. 協会けんぽの収支見込（介護分）

### 介護保険の令和4年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和4年度は、令和3年度末に見込まれる剰余分(227億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.64%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.80%から令和4年4月以降に1.64%へ引き下げた場合の令和4年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 6,934 円 ( 78,012円 → 71,078円) の負担減

〔月額〕 512 円 ( 5,760円 → 5,248円) の負担減

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.546月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和4年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。



# 都道府県単位保険料率の算定について

# 1.令和4年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

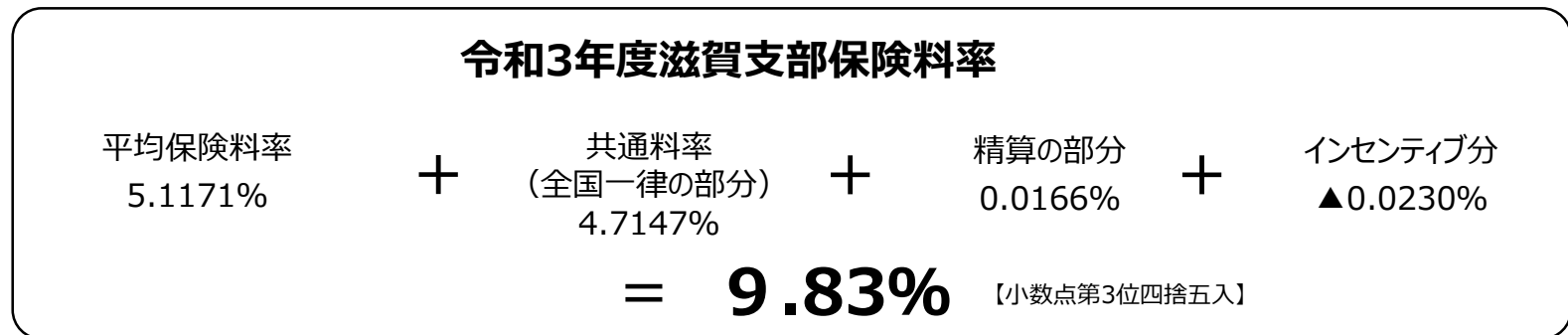
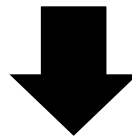
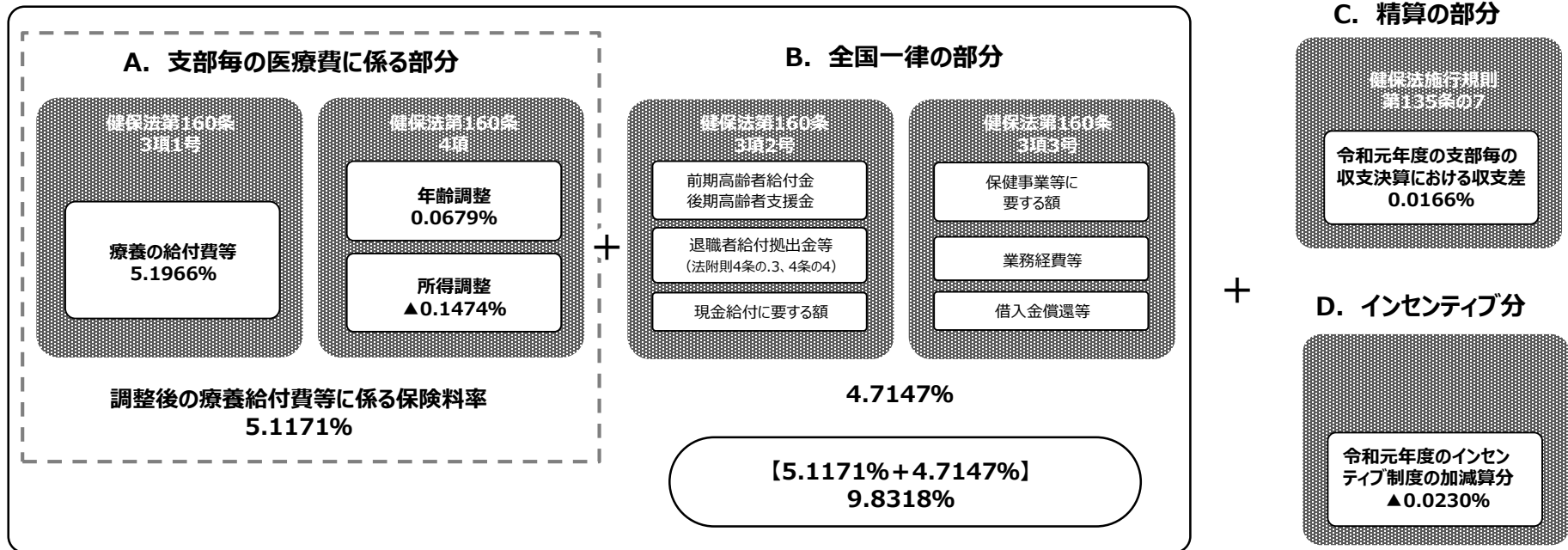
- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する。  
(年齢調整及び所得調整を含む)

- ・都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・都道府県支部別医療給付費
- ・年齢階級別加入者1人当たり医療給付費
- ・都道府県支部別総報酬額

- 注 ・ 上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、令和2年度の実績データを集計したものに、全国計における令和4年度の見込み値と令和2年度の実績値との比率を乗じて算出。
- ・ また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、令和2年度の実績データを集計したものから、東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号及び令和2年7月豪雨に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額（窓口負担減免額及び波及増分に係る額）を控除したうえで、全国計における令和4年度の見込み値と令和2年度の実績値との比率を乗じて算出。
  - ・ なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額（原子爆弾被爆者に係る医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第160条第3項第2号経費」、「同条第3号経費」、「令和2年度の都道府県支部別の収支差」及び「インセンティブ制度による都道府県支部別加減算額」も必要となる。

## 2.令和4年度滋賀支部保険料率



## 2.令和4年度滋賀支部保険料率

支部の療養の給付費等に要する額

支部医療給付費  
444億6530万円

支部の療養の給付費  
等に要する料率

× 100 =

支部総報酬額  
8,556億5,794万円

5.1966%

### 【医療給付費（見込み）】

(百万円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	前年度比
全国	4,545,569	4,721,865	5,000,881	5,236,260	5,219,755	5,251,390	+0.61%
滋賀	40,872	41,614	43,492	44,971	44,476	44,465	▲0.02%

### 【総報酬額（見込み）】

(百万円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	前年度比
全国	86,750,607	91,401,221	96,555,391	99,374,307	98,584,466	99,357,853	+0.78%
滋賀	799,601	824,633	852,042	873,482	851,288	855,658	+0.51%

## 2.令和4年度滋賀支部保険料率

年齢調整

年齢構成が全国平均より**低い** ⇒ 保険料率を上げる方向に調整

平均給付費  
464億8,549万円

—

標準給付費  
459億443万円

=

年齢調整額  
5億8,105万円

【平均給付費】（全国の加入者1人あたり医療費）×（滋賀支部加入者数の合計）

【標準給付費】（全国の各年齢階級の1人あたり給付費）×（滋賀支部の各年齢階級の加入者数）の合計

年齢調整額  
5億8,105万円

年齢調整率

× 100 =

支部総報酬額  
8,556億5,794万円

0.0679%

## 2.令和4年度滋賀支部保険料率

所得調整

所得（標準報酬月額）が全国平均より**低い** ⇒ 保険料率を下げる方向に調整

全国合計給付費を  
総報酬按分した額  
452億2,435万円

平均給付費  
464億8,549万円

所得調整額  
▲12億6,114万円

全国給付費  
5兆2,513億9,035万円 ×

支部総報酬額  
8,556億5,794万円  
—————  
全国総報酬額  
99兆3,578億5,253万円

= 全国合計給付費を  
総報酬按分した額  
452億2,435万円

所得調整額

▲12億6,114万円

所得調整率

× 100 =

支部総報酬額

8,556億5,794万円

▲ 0.1474%

## 2.令和4年度滋賀支部保険料率

### 共通料率

共通料率 (A+B-C)	4.7147%
A. 第2号都道府県単位保険料率	3.8994%
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.8429%
C. 収入等の率	0.0277%
第1号平均保険料率	5.2853%
計	10.00%

(注)

- ・ 第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

共通料率

4.7147%

## 2.令和4年度滋賀支部保険料率

### 精算の部分

#### 令和2年度の都道府県支部別の収支差

○ 令和4年度の都道府県単位保険料率の算定においては、健康保険法施行規則第135条の7に基づき、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差について精算する必要があります。収支差がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は「▲」（マイナス記号）を外した値を支出の「第3号経費」に加算する。

(順位) (百万円)

1	▲2,587	25	▲142	滋賀支部
2	▲1,532	26	▲39	
3	▲1,175	27	23	
4	▲1,093	28	36	
5	▲1,073	29	45	
6	▲927	30	70	
7	▲923	31	178	
8	▲845	32	210	
9	▲836	33	289	
10	▲729	34	333	
11	▲719	35	496	
12	▲634	36	512	
13	▲604	37	512	
14	▲523	38	580	
15	▲458	39	678	
16	▲452	40	736	
17	▲426	41	849	
18	▲422	42	972	
19	▲365	43	984	
20	▲293	44	1,427	
21	▲286	45	1,617	
22	▲237	46	3,077	
23	▲150	47	3,993	
24	▲148			

$$\text{保険料率換算} = \frac{\text{支部別収支差}}{\text{支部総報酬額}} \times 100$$

支部別収支差	支部総報酬額	保険料率換算
1億4,204万円	8,556億 5,794万円	0.0166%

令和4年度保険料率算定時に

0.0166%

の保険料率引き上げ



## 2.令和4年度滋賀支部保険料率

### インセンティブの部分

○ インセンティブ制度による都道府県支部別加算額・減算額

(百万円)

順位	加減算額		加減算額
1	▲600	25	39
2	▲531	26	43
3	▲530	27	49
4	▲523	28	62
5	▲384	29	62
6	▲360	30	75
7	▲323	31	82
8	▲304	32	87
9	▲241	33	90
10	▲197	34	105
11	▲192	35	118
12	▲168	36	122
13	▲140	37	151
14	▲126	38	174
15	▲114	39	180
16	▲88	40	246
17	▲86	41	255
18	▲84	42	287
19	▲50	43	304
20	▲16	44	305
21	18	45	446
22	19	46	606
23	31	47	1,067
24	33	全国計	0

$$\text{保険料率換算} = \frac{\text{支部別加減算額}}{\text{支部総報酬額}} \times 100$$

支部別加減算額	支部総報酬額	保険料率換算
1億9,680万円	8,556億 5,794万円	0.0230%

令和4年度保険料率算定時に

0.0230%

の保険料率引き下げ

## 2.令和4年度滋賀支部保険料率

令和4年度都道府県単位保険料率における  
保険料率別の支部数（暫定版）

保険料率 (%)	支部数
11.00	1
10.65	1
10.52	1
10.47	1
10.45	1
10.43	1
10.39	1
10.35	1
10.34	1
10.30	1
10.27	1
10.26	1
10.25	1
10.22	1
10.21	1
10.18	2
10.15	1
10.14	1
10.13	1
10.09	2
10.03	1

9.99	1
9.96	2
9.95	1
9.94	1
9.93	1
9.91	2
9.90	1
9.89	1
9.85	1
9.83	1
9.82	1
9.81	1
9.77	1
9.76	1
9.75	1
9.73	1
9.71	1
9.67	1
9.66	1
9.65	1
9.61	1
9.51	1

← 滋賀支部

令和4年度都道府県単位保険料率の  
令和3年度からの変化（暫定版）

令和3年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.32	+480	2
+0.31	+465	1
+0.29	+435	1
+0.22	+330	1
+0.21	+315	1
+0.17	+255	2
+0.16	+240	1
+0.14	+210	2
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	1
+0.07	+105	4
+0.06	+90	1
+0.05	+75	2
+0.04	+60	1
+0.03	+45	3
+0.02	+30	2
+0.01	+15	2
▲0.01	▲15	2
▲0.02	▲30	1
▲0.03	▲45	3
▲0.04	▲60	3
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	2
▲0.09	▲135	1
▲0.11	▲165	2
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1
▲0.22	▲330	1

← 滋賀支部

注1. 「+」は令和4年度保険料率が令和3年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。